

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
6月30日  
(金曜日)

## 目次

- 規則
  - 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課).....一
  - 山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課).....二
  - 生活保護法施行細則の一部を改正する規則(厚政課).....二
- 公告
  - 職業訓練指導員試験の実施(産業人材課).....三
  - 公共測量の実施(二件)(監理課).....三
- 選管告示
  - 政治団体の名称等.....四
  - 政治団体の異動事項.....四
  - 解散等に係る政治団体の名称等.....四
  - 資金管理団体の異動事項.....五
  - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....五
- 公安委規則
  - 山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....六
- 雑報
  - 令和四年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨.....六



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第四十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「に際して行なう」を「が発生し、又は発生するおそれがある場合において行なう」に改める。

第二条の見出し中「被害状況」を「被害状況等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二条第二項に規定する本部所管区域市町村となつた市町の長は、その区域内において同項に規定する当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者があると認めるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

第四条中「行なう」を「行う」に改める。

別記一の一の(二)中「設備費」の下に「(法第四条第二項の避難所にあつては、建物の使用謝金及び光熱水費)」を加え、「三百二十円」を「三百四十円」に改め、別記一の一の(五)中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に改め、「七日以内」の下に「とし、同条第二項の避難所を開設する期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたことが判明し、現に救助の必要がなくなつた日までの期間」を加え、別記一の一の(二)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「五百六十一万円」を「六百七十七万五千円」に改め、別記一の一の(二)中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、別記一の一の(三)中「千四百十円」を「千二百三十円」に改め、別記一の三の(一)の表を次のように改める。

季 別	世帯区分				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏季(四月から九月まで)	一九,二〇〇円	二四,六〇〇円	三六,五〇〇円	四三,六〇〇円	五五,一〇〇円
冬季(十月から翌年三月まで)	三,八〇〇円	四,一〇〇円	五,七二〇円	六,九〇〇円	八,四二〇円

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては八、〇〇〇円を、冬季にあつては一一、六〇〇円を加えた額とする。

別記一の三の三の(二)の表を次のように改める。

季別	世帯区分				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏季(四月から九月まで)	六、三〇〇円	八、四〇〇円	一三、六〇〇円	一五、四〇〇円	一九、四〇〇円
冬季(十月から翌年三月まで)	一〇、一〇〇	一三、二〇〇	一八、八〇〇	二三、一〇〇	二六、一〇〇

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては二、七〇〇円を、冬季にあつては三、七〇〇円を加えた額とする。

別記一の六の一中「半壊し、若しくは半焼し」を「半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、別記一の六の二中「五十八万四千元」を「次に掲げる額」に改め、別記一の六の二に次のように加える。

(一) (二)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千元

(二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千元  
 別記一の六の三中「一月以内」を「三月以内(災害対策基本法第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)」に改め、別記一の八の三の(二)中「四千四百円」を「四千八百円」に、「四千七百円」を「五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に改め、別記一の九の三中「二十一万三千三百円」を「二十一万九千九百円」に、「十六万八千九百円」を「十七万五千二百円」に改め、別記一の十一の四の(一)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、別記一の十一の四の(二)中「五千三百円」を「五千五百円」に改め、別記一の十二の二中「十三万五千四百円」を「十三万八千七百円」に改め、別記一の十三の一の(一)中「被災者」の下に「(法第四条第二項の救助にあつては避難者)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月三十日

山口県知事 村岡 政

山口県規則第四十七号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四の一の項口中「限る。」の下に、「特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車という。)」を加える。

附則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月三十日

山口県知事 村岡 政

山口県規則第四十八号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十八年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「省令第十条第二項及び第四項、省令第十条の六第二項、省令第十条の七、省令第十条の八、省令第十四条第二項及び第三項並びに省令第十五条の規定により知事に提出する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 省令第十条第二項及び第四項の規定により知事に提出する書類(同条第六項の規定により病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局(以下「管轄地方厚生局」という。))を経由するものを除く。

二 省令第十条第五項、省令第十条の六第二項、省令第十条の七、省令第十条の八及び省令第十四条第四項の規定により知事に提出する書類

三 省令第十四条第二項の規定により知事に提出する書類(同条第三項の規定により管轄地方厚生局を経由するものを除く。)

四 省令第十五条第一項の規定により知事に提出する書類(同条第二項の規定により

管轄地方厚生局を経由するものを除く。

附則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。



(一三二) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

令和五年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

令和五年九月二日（土曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

令和五年七月二十一日（金曜日）から同年八月四日（金曜日）まで（郵送の場合）は、八月四日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験申請書の提出先

七 提出書類

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）  
山口県産業労働部産業人材課

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和五年九月十一日（月曜日）とし、合格者の受験番号を山口県産業人材課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業人材課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県産業労働部産業人材課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業人材課（電話〇八三一―九三三―三三四）にすること。

(一三三) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

三 作業の期間  
 山口市、萩市及び阿武郡阿武町  
 令和五年六月九日から同年十二月十五日まで

(一四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年六月三十日

山口県知事 村岡 政

- 一 作業の種類  
 公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域  
 阿武郡阿武町大字奈古
- 三 作業の期間  
 令和五年六月十二日から同年十二月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
参政党山口県支部連合会	末廣 純子	井原 卓矢	山口市嘉川44539	以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(参政党)の支部	令和5、26

山口県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
公明党山口県支部	金子 優子	代表者	金子 優子	上岡 康彦	令和5、20
公明党山口県本部	石丸 典子	〃	石丸 典子	先城 憲尚	〃
参政党山口第1支部	松本 明	名称	参政党山口第1支部	参政党山口支部	〃
		事務所	宇部市大字川上330の59	山口市嘉川4539	〃
自由民主党久賀支部	吉村 基	代表者	松本 明	末廣 純子	〃
		事務所	大島郡周防大島町大字久賀4445	大島郡周防大島町大字久賀4445	〃
自由民主党下関支部	友田 有	代表者	友田 有	塩端 久雄	〃
		事務所	井川 典子	林 真一郎	4、25
自由民主党山口県土地改良支部	守田 宗治	代表者	多田 宏之	山本 象昭	〃
		事務所	山口市糸米2丁目3番35号	山口市後河原25	5、12
立憲民主党山口県第2区総支部	平岡 秀夫	代表者	平岡 秀夫	小田村克彦	〃
		国会議員関係の区分	法第9条の7第1項第1号に係る国会議員関係の区分	国会議員関係以外の政治団体	〃
立憲民主党山口県第3区総支部	小田村克彦	名称	立憲民主党山口県第3区総支部	立憲民主党山口県第4区総支部	〃

伊藤ひとし後援会	山根 淳一	会計責任者	伊藤 健次	伊藤 俊子	〃
			東京都千代田区永代田町2丁目2番1号	下関市東大和町1丁目8番16号	〃
真政会	吉田 真次	事務所	鮎川 建司	阿立 豊彦	〃
			〃	〃	4、26
齊心会	伊藤 齊	〃	伊藤 健次	伊藤 俊子	〃
高井ともこ後援会	石川 弘巳	事務所	宇部市大字東岐波3921の4	宇部市末波5丁目10番1号	〃
地域政党やまぐちの風	竹中 一郎	会計責任者	竹中 一郎	井本 壮一	〃
吉田真次後援会	藤尾 憲美	国會議員関係の区分	法第9条の7第2号に属する国会議員関係の区分	国會議員関係の区分	〃

山口県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県萩市第一支部	新谷 和彦	吉田 順一	萩市大字唐樋町69	令和5、30
自由民主党山口県山口市第五支部	藤生 通陽	道中 豊明	山口市小郡下郷2912の3	〃
上岡富士夫後援会	上岡 富士夫	上岡 菁子	玖珂郡和木町和木2丁目1番44号	〃
かわい伸治後援会	河合 伸治	河合 幸一	岩国市玖珂町2530の4	令和4、1
河村建夫君を励ます会	久保田隆昌	河村 建一	宇部市昭和町4丁目1番66号	令和5、26
河村たけおを支える会	塔野 功	〃	萩市大字今古萩町35	〃

近藤たつゆき後援会	近藤 龍志	山内 清嗣	下松市駅南1丁目5番12号	令和4、11
政経問題研究会	井町 實	河村 建一	萩市大字今古萩町35	令和5、26
たなか文化後援会	田中 文代	田中 紀行	宇部市大字西岐波329の17	〃
萩・阿武政経研究会	新谷 和彦	吉田 順一	萩市大字唐樋町69の20	〃
藤生通陽後援会	藤生 通陽	田中 耕二	山口市小郡下郷2912の3	〃

山口県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考（異動年月日）
			新	旧	
吉田 真次	真政会	事務所	東京都千代田区永代田町2丁目2番1号	下関市東大和町1丁目8番16号	令和5、26

山口県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考（資金管理団体でなくなった年月日）
河合 伸治	かわい伸治後援会	令和4、11、1

新谷 和彦	萩・阿武政経研究会	令和5、4、30
田中 文代	たなか文代後援会	” ” ”
藤生 通陽	藤生通陽後援会	” 5、10



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月三十日

山口県公安委員会

**山口県公安委員会規則第七号**

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「原動機付自転車に係るものに」を「一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）に係るものに」に、「自転車運転者講習申出書」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等申出書」に、「原動機付自転車に係るものを」を「一般原動機付自転車に係るものを」に、「原動機付自転車の」を「一般原動機付自転車の」に改め、同条第三項の表中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第十条及び第十一条第三号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第十七条第九号中「自動車から遠隔の地にいる運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術」に、「自動車を」を「車両を」に改める。

第十八条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第二十三条第十号中「掲げる講習」の下に「（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）又は同項第十六号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）を加え、「自転車運転者講習申出書」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等申出書」に改める。

別記第十七号様式の五中「自転車運転者講習申出書」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等申出書」及び「自転車運転者講習を」と「特定小型原動機付自転車運転者講習を」に改める。

**附則**

この規則は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第十七条第九号の改正規定は、公布の日から施行する。



**令和四年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨**

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和四年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

令和五年六月三十日

山口県市町村職員共済組合理事長 井原 健太郎

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	収		入		支		
												金	金	金	金	金	金	金
負債	6,001,902	13,688,143	717,499	104,808			186,342	209,691										
掛金・任意継続掛金	6,057,061	8,730,595	717,498					206,890										
施設収入・商品売上									138,557									
連合会交付金							80,350											
利息及び配当金	58				6,224		137	248		1	455,128							
その他収入	969,305						3,315	18,926		13,108	926	10,537						
他経理から繰入金							35,549		54,000									
前年度繰越支払準備金	783,719																	
計	13,812,045	22,418,738	1,434,997	104,808	6,224		305,693	435,755	205,666	456,054	10,616							
給付・一部負担金払戻金	5,887,609																	
役員報酬・職員給与							153,806	23,077	57,545	14,146	7,684							
旅費・事務費							16,302	1,594	702	1,788	844							
商品仕入									271									
飲食材料費									35,286									
委託費・委託管理費							8,885	14,682	25,174	1,882	851							
支払利息					6,224					408,425								
前期高齢者納付金	3,047,393																	



負債	流動負債		負債合計	純資産			負債・純資産合計
	固定負債	負債合計		資本剰余金	利益剰余金	欠損金	
	69,772	918,632	988,404		801,079		1,789,483
			1,379,332				1,379,332
			92,116				92,116
			691				691
		627,305	627,305				627,305
		9,607	219,220	52,183	136,693		408,096
			159,466	25,350	585,962		770,778
			74,789	798,385		235,582	637,592
		61,725	41,642,193		3,336,983		44,979,176
		21,721	635,305				263,633
			635,421				899,054

令和五年六月三十日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
庁